

別表第1 (環境計量士)

計量に関する実務	実務の基準	実務の基準に適合することを証する者
<p><b>第1項</b> 規則第51条第3項第1号から第3号までに掲げる業務</p>	<p>国、都道府県、特定市町村、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)、指定検定機関又は指定計量証明検査機関の職員として計量法施行令(平成5年政令第329号。以下「令」という。)第2条第15号、第16号若しくは第17条に掲げる特定計量器(以下「環境特定計量器」という。)の検定、基準器検査若しくは計量証明検査又は計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第148条に規定する立入検査(濃度又は音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量(以下「環境計量」という。)に係るものに限る。)の実務に従事している期間(これらの実務に補助者として従事している期間を含む。)が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る機関の長</p>
<p><b>第2項</b> 規則第51条第3項第4号に掲げる業務</p>	<p>イ <sup>*</sup> 法第107条の登録に係る事業所(同条第2号に掲げる事業に係るものに限る。)又は適正計量管理事業所(都道府県知事又は特定市町村の長がこれと同等以上の計量管理を実施していると認めた事業所を含む。以下同じ。)の従業員として環境特定計量器(これに準ずるものを含む。)に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務に従事している期間が1年以上であること。</p> <p>ロ 国、都道府県、特定市町村、研究所、機構、指定検定機関又は指定計量証明検査機関の職員として環境特定計量器(これに準ずるものを含む。)に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務に従事している期間が1年以上であること。</p> <p>ハ 規則第51条第1号又は第2号に掲げる計量士(法第120条第1項の検査を行うものに限る。)の補助者として環境特定計量器に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務(法第120条第1項の検査に係るものに限る。)に従事している期間が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る事業所の長及びその所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>その実務に係る機関の長</p> <p>その実務に係る計量士及びその勤務地を管轄する都道府県知事</p>
<p><b>第3項</b> 規則第51条第3項第5号に掲げる業務</p>	<p>環境特定計量器(これに準ずるものを含む。)の製造又は修理に関する技術者としての実務に従事している期間が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る事業所の長及びその所在地を管轄する都道府県知事</p>

※ 「計量証明事業者」のことをいう。(以下同じ。)

別表第2 (一般計量士)

計量に関する実務	実務の基準	実務の基準に適合することを証する者
<p><b>第1項</b> 規則第51条第3項第1号から第3号までに掲げる業務</p>	<p>国、都道府県、特定市町村、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関の職員として環境特定計量器以外の特定計量器(以下「一般特定計量器」という。)の定期検査、検定、基準器検査若しくは計量証明検査又は法第148条に規定する立入検査(環境計量に係るものを除く。)の実務に従事している期間(これらの実務に補助者として従事している期間を含む。)が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る機関の長</p>
<p><b>第2項</b> 規則第51条第3項第4号に掲げる業務</p>	<p>イ 法第107条の登録に係る事業所(同条第1号に掲げる事業に係るものに限る。)又は適正計量管理事業所の従業員として一般特定計量器(これに準ずるものを含む。)に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務に従事している期間が1年以上であること。</p> <p>ロ 国、都道府県、特定市町村、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関の職員として一般特定計量器(これに準ずるものを含む。)に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務に従事している期間が1年以上であること。</p> <p>ハ 規則第50条第3号に掲げる計量士(法第25条第1項又は法第120条第1項の検査を行うものに限る。)の補助者として一般特定計量器に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務(法第25条第1項又は第120条第1項の検査に係るものに限る。)に従事している期間が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る事業所の長及びその所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>その実務に係る機関の長</p> <p>その実務に係る計量士及びその勤務地を管轄する都道府県知事</p>
<p><b>第3項</b> 規則第51条第3項第5号に掲げる業務</p>	<p>一般特定計量器(これに準ずるものを含む。)の製造又は修理に関する技術者としての実務に従事している期間が1年以上であること。</p>	<p>その実務に係る事業所の長及びその所在地を管轄する都道府県知事</p>